森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

## 1 通知の要旨

平成29年10月3日農林水産省告示第1507号 (保安林の指定施業要件を変更する件)

## 2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
松野村農業会	富士市北松野字泉水 3570 の 4 、3570 の 7	富士市役所
佐野郁男	富士市南松野字大代 4317 の 4	富士市役所
深澤祗章	富士市北松野字下峯山 3344、3346	富士市役所
天野謙一郎	富士市北松野字峯山 2421 の1、字下峯山 3333、字台山	富士市役所
	4097 Ø 5	
天野清一郎	富士市北松野字上野 4449 の5 (以上の1筆については	富士市役所
	一部保安林)	
白井次平	富士市北松野字中峯山 3129	富士市役所
望月寿賢	富士市南松野字桑木穴 4617	富士市役所